

意見募集（パブリックコメント）でいただいた意見に対する正副議長の考え方

資料6-3

※いただいた意見について内容が類似のものをまとめ、項目ごとに分類したうえで、これらの意見に対する正副議長の考え方を示しています。

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	【全般】 国勢調査の結果を踏まえて議論すべきのご意見	秋に公表予定の国勢調査の結果を踏まえるべき。	令和5(2023)年4月に予定されている次の一般選挙の際の三重県の人口の基礎となる令和2年国勢調査(令和2(2020)年10月1日現在)の結果については、速報値が令和3(2021)年6月に、確定値が令和3(2021)年11月に公表される予定です。 このため、正副議長案の作成にあたっては、県の月別人口調査結果(令和2(2020)年9月1日現在)を基に検討を行いました。令和2(2020)年国勢調査の結果と令和2(2020)年9月の月別人口調査結果に大きな乖離があった場合には、必要に応じて代表者会議の場等で議論していきたいと考えています。
2	【全般】 パブリックコメントの意見募集期間等に関するご意見	パブリックコメントの期間について県の方針は1か月であるが代表者会議で2週間に決定したとあるが、詳しく理由を書くべきである。	正副議長案に対するパブリックコメントの実施とその募集期間(2週間)については、令和3(2021)年3月22日開催の代表者会議で決定されました。 県のパブリックコメント制度は、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に定められていますが、県議会には適用されず、また、こうした指針を定めていません。 代表者会議では、意見募集期間等について、様々な意見が出たところですが、協議の結果、まずは正副議長案について2週間のパブリックコメントを実施した後、全議員が参加する全員協議会において議論を行うこととなりました。 正副議長としては、令和3(2021)年5月18日に予定されている議会の役員改選までに、選挙区及び定数の議論に一定の区切りをつけたいと考えていることから、3月22日の代表者会議での決定を経て、速やかにパブリックコメントの準備に取り掛かり、令和3(2021)年3月26日から意見募集を開始したところです。 パブリックコメントの実施にあたっては、三重県議会ホームページ・Facebook及び三重県ホームページに掲載のほか、県議会事務局及び県内10個所の県庁舎での資料配布に加え、県内各市町長、各市町議会議員にも実施案内するなど、できりだけ多くの方にご覧いただけるよう努めたところです。 なお、代表者会議の録画配信は行っていませんが、令和3(2021)年3月22日開催の代表者会議の会議概要については、三重県議会ホームページで公開しています。
3		パブリックコメントの期間の延長を検討してほしい。広く県民に知られていない。メディアにも広く報道して頂く必要がある。	
4		県議会だよりで正副議長案を周知してから意見募集をすべき。	
5		報道によると、パブリックコメントの終了からの審議期間が短い。一部会派が言うように、背景に議長任期ありきなのはおかしいと思う。拙速な定数条例の改正について再考し、公正・公平な県議会での討論・検討を求める。	
6		なぜこれだけの重要案件のものが14日間なのか理解しがたい。県議会として、真摯に県民の意見を聞こうという姿勢があるならばせめて、1か月間の募集期間が必要であると考える。	
7	2週間と決めた代表者会議の動画配信がないので、理由がわからない。前回382件もあったので県民の意見を少なくするためか、事務局の仕事を少なくするためか。議事録の作成・公開を速やかにして欲しい。		
8	【全般】 なぜ今、定数・選挙区の議論をするのかといったご意見	新しい正副議長案が示されたばかりで、十分に議論が尽くされ、県民の理解が得られたとはいえず時期尚早である。早くとも次々回の令和9年4月選挙まで適用すべきでない。	調査会の「報告書」では、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること」とされています。 現行の総定数51人は、平成15(2003)年4月の一般選挙から適用されたものですが、現行の定数及び選挙区で次の一般選挙を実施した場合、一票の較差は最大3.28倍になることが予想されますので、県議会として令和5(2023)年4月に予定されている次の一般選挙までに定数及び選挙区の見直しを行う必要があると考えています。
9		決定時期について、いたずらに議論の先延ばしはやめて、早々に議決を望みます。	
10		なぜ今なのか。コロナ禍で大変な現状を一番に考えて欲しい。選挙のための政治ではなく、県民のために信念を持った政治、本当に県民の声が届くまっすぐな県政を期待する。	
11	【全般】 この先も将来にわたって定数・選挙区の見直しを継続することを改正条例の附則に盛り込むべきのご意見	将来的にも定数や選挙区について見直していくことを正副議長案と改正条例の附則に付け加えること。	三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする」と規定されています。 三重県の人口は平成19(2007)年にピークを迎えた後、減少が続いており、この傾向は今後も続くものと考えられます。正副議長案で示した選挙区及び定数で、令和5(2023)年4月の次の一般選挙を行った場合、一票の較差は前回選挙(平成31(2019)年4月)時の2.93倍から2.41倍に縮小することが予想されていますが、今後も人口減少が続いた場合、一票の較差がさらに拡大することが予想されます。 調査会の「報告書」では、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること」とされています。 今後の国勢調査の結果や人口動態・社会経済情勢の変化等を踏まえ、三重県議会基本条例に基づき、県民意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行っていきます。

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
12	【全般】 正副議長案が政治的・恣意的なものになっていないかというご意見	利害関係のある方々が利害関係を生じる決定に関与することが不透明であると思う。公平平等であるべき第三者機関から湧き上がった案件なら理解できる。世論調査をしっかり行った上で、進めるのが本来の姿である。	三重県の議会の議員の定数及び選挙区については、地方自治法第90条第1項及び公職選挙法第15条第1項において、条例で定めることとされています。 正副議長案は、これまでの県議会での定数及び選挙区の見直しの経緯を考慮しつつ、調査会の「報告書」の考え方を基軸に、各会派からの意見聴取等も踏まえて作成したもので、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成しました。
13		今回の案はあまりにも政治的配慮の色が濃い。前回議員定数の削減に反対した新政みえの意見をくみ取ろうとする意図が色濃く反映されたものであることから反対する。	
14		前回同様に定数が減る地域から反対の意見が多く来ることが予想される。特定の地域の意見だけでなく三重県全体の意見を公平に見て決めて欲しい。	
15		定数を削減することを基本とするが、削減したくない選挙区は何かしら自分達の都合の良いように理由を作って削減しないように思える。	
16	【全般】 公職選挙法を改正すべきではというご意見	人口要件のみを基準とする公職選挙法は地域較差を考えた時、改正すべきである。	公職選挙法第15条第8項において、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」とされています。 このただし書きの規定により、人口だけでなく、特別の事情を考慮して条例で定めることができることとなっています。 正副議長案では、人口比例だけでなく、この特別の事情を考慮して選挙区及び定数の案をお示していますが、調査会の「報告書」では、「現行法の下では特に選挙区及び区割りについての制約が大きいため、民主的正当性や多元的代表の確保等を十分に担保しつつ一票の較差を適正に保つための適切な解決策を見つけることができなくなるおそれもある。そこで、地域の実情に応じて選挙区の区割りをするための法改正を国に要望することも考えられる」とされていることから、選挙制度の在り方について、議会で議論することも考えられるのではないかと認識しています。
17	【全般】 正副議長案に賛同するといったご意見	機械的な数の割り切り方をすれば、今の国政のように正しい議論なしに法を歪めたような考え方がまかり通る場面が多すぎるので、基本的には現行のままで良いが、県議会の定数については今日までの流れの中では、この「正副議長案」は致し方ないため賛成である。	いただいたご意見等も参考に、全議員が参加する全員協議会での議論を行うなど、定数及び選挙区に関する議論を深めていきたいと考えています。
18		議会の費用、住民の意見の代表制、必要定数の積み上げ、多元性の確保等、特別の事情も鑑み、様々な課題や視点を踏まえた上で「選挙区及び定数に関する正副議長案」は妥当と考える。	
19		「選挙区及び定数に関する正副議長案」について、賛成する。その考え方についても理解する。次期県議会議員選挙は、この正副議長案で実施すべきと考える。	
20		今回の正副議長案は「選挙区及び定数に関する在り方調査会報告書」の答申を踏まえたものであり、方向性として望ましい。 何より、定数を削減するという議員の身分に関することを自ら提案し、人口減少を受けて総定数を削減し、可能な限り1票の較差を是正し、較差を3倍以内に収めようとした努力は評価できる。	
21		議員定数が減って、人口が減っていったとしても集落は残るので、点々と残った集落の意見が県政に反映されなくなるのが心配である。一票の較差よりも一人ひとりの意見を聞きそれを県政に反映していくのが議員の仕事だと思っている。一人の人間を一票としてでなく県民の声が届く開かれた県政を望んでいる。 このような理由から正副議長案に賛成する。	
22		正副議長の総定数を48人にする案に賛成する。 人口減少の現状を考えると、51人の現総定数は過多であるので、尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区することは理解できる。 また、合区で仮に定数を2名にしてしまうと課題の共有に偏りができ東紀州全体の活性化を図るのが困難になると考える。よって、現案が妥当である。 合区によって当該選挙区と亀山市選挙区との一票の較差が2.32倍になる点も重要である。	
23		選挙区及び定数に関して、今回採用された①有識者で組織される調査会からの報告、②正副議長案の策定、③各会派からの意見聴取、④パブリックコメントの募集というプロセスは県民にとって分かりやすく、高く評価されるべきである。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
24	【全般】市町や市町議会への説明や意見聴取の機会を設けるべきではといったご意見	平成28年の定数削減については、市町議会議長に対して説明を行い意見を聞く場を設けていただいたが、今回は二週間のパブリックコメントのみで、丁寧な説明会もなく市町の意見は何も聞かれていない。 東紀州地域は広範囲のため移動に時間がかかり、住民の意見が県政に届かなくなることを懸念する。 一票の較差を是正する方法は、定数が少ない選挙区の定数増を行う方法がある。 市町の意見を聞く場を設けていただくことを強く要望するとともに、地域の実情に応じた議論も尽くされていないことから強く反対する。	平成28(2016)年5月に設置された「選挙区調査特別委員会」においては、平成26(2014)年5月の条例改正により選挙区及び定数の数に変更となった南部地域の市町長、議長等との意見交換を平成28(2016)年11月に実施しています。 今般の正副議長案に対し意見書をいただいた伊賀市、御浜町、熊野市、紀宝町、伊勢市の各市町に対しては、正副議長が訪問し、意見書の詳細について直接お伺いするとともに、改めて正副議長案の考え方を説明するなど、意見交換をさせていただいたところです。 県議会での議論を進めるにあたっては、引き続き、県議会議員等を通じてご意見の把握に努めたいと考えています。 なお、専門的・学術的な観点から、議員定数や選挙区の在り方について調査を依頼した「選挙区及び定数に関する在り方調査会」では、南部地域(南伊勢町、大台町、尾鷲市、熊野市)及び北部地域(四日市市、桑名市)の現地調査(令和元(2019)年12月～令和2(2020)年1月)を行い、地理的状況等の確認や当該地域における課題や対応状況、県と市町の関係等の聴取を行いました。
25		地元の市町、議会等に対する事前説明、意見聴取がなく当該案が示されたことははなはだ遺憾であり強く抗議する。 多様な意見を反映させていく県議会議員の役割、地域の実情等を十分考慮し、今後、疲弊する地域の意見が汲み上げられるように、市町に対する丁寧な説明、意見聴取を実施した上で、慎重に選挙区割り及び選挙区ごとの定数の検討を行うよう強く求める。	
26	【全般】定数・選挙区についての具体的な提案のご意見	生活経済圏などを考慮し、合区して減はやむを得ないが、鳥羽は志摩と合区して1減、亀山市は1増して2名、伊賀市を1減するなら伊勢も1減して、尾鷲熊野は合区なしで各1減、結果として1増4減で結果的に正副議長案と同じになる。3減の対象地区については、住民に時間をかけて説明会をやるべきである。	正副議長案は、これまでの県議会での定数及び選挙区の見直しの経緯を考慮しつつ、調査会の「報告書」の考え方を基軸に、各会派からの意見聴取等も踏まえて作成したもので、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成しました。
27		令和3年1月の正副議長による各会派からの意見聴取をすべて傍聴した上で、「草莽」の意見が最もわかりやすかった。今後は草莽の選挙区及び定数案を議決し、令和5年の選挙で必ず実施し、県民の信頼を回復してほしい。	
28		一票の較差を問題にして、おしなべて定数を考えると、選挙区民の声が届きにくい等の問題も生じ、一人区にすれば、選挙区に迎合した議員が当選しやすくなる。以上の理由から、以下のような定数意見を記載する。 鈴鹿市選挙区は1人増員して、5人とする。 亀山市選挙区は1人増員して、2人とする。 鳥羽市選挙区は、志摩市選挙区と合区すべきである。定数は地域性を鑑み3人とする。 度会郡選挙区と伊勢市選挙区は合区して、4人とする。 多気郡選挙区と松阪市選挙区は合区して、5人とする。 尾鷲・熊野市、及び南北牟婁郡選挙区は、地域性を鑑み合区して3人とする。 伊賀は1人減数して、2人とする。 以上の様に1人選挙区は回避し、選択肢を多くした結果、総定数は47となる。	
29		正副議長案では伊賀市選挙区、伊勢市+鳥羽市選挙区よりも1票の較差が大きい選挙区が3つもあるのにそれらを飛び越して、1票の較差が小さい選挙区の定数を削減するのは、合理的な説明ができず、反対である。 多気郡+度会郡、鳥羽市+志摩市、熊野市・南牟婁郡+尾鷲市・北牟婁郡を合区した上で、定数を1ずつ減らして、正副議長案と同じ定数48とすると、1票の較差が2倍を超える3つの選挙区の定数を削減することで、正副議長案にあった1票の較差の大きい選挙区を飛び越えて、1票の較差の小さい選挙区の定数を削減するという矛盾がなくなり、人口が少ないのに定数が多いという逆転減少が1選挙区にとどまるため、逆転現象が多くの選挙区で起こっている正副議長案に代えてこの私案を提案する。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
30	【全般】 定数・選挙区 についての具 体的な提案の ご意見 (続き)	<p>今回、定数削減対象とされている「鳥羽市選挙区(較差2.87)・伊勢市選挙区(較差1.63)の合区(→1.43)」及び「尾鷲市・北牟婁郡選挙区(3.28)・熊野市・南牟婁郡選挙区(2.92)の合区(→2.32)」並びに「伊賀市選挙区(較差1.75)(→1.16)」は、いずれも「草莽」と「草の根運動い」が現有議席を有する選挙区であるのに対して、これら、とりわけ伊賀市選挙区より現有の一票の較差がはるかに大きい「度会郡選挙区(較差2.41)」及び「多気郡選挙区(較差2.20)」並びに「志摩市選挙区(較差2.18)」は、定数削減の対象とならずに安堵されており、これらの選挙区は全て「自民党」と「自由民主党県議団」と「新政みえ」のみが現有議席を有する選挙区である。</p> <p>また、これらの会派は正副議長(新政みえ・自由民主党県議団)が属する会派でもある。</p> <p>以上のことから、本案は主要3会派による恣意的な少数会派の排斥を企図し、その結果、県政与党の議席占有率を高めることを企図するものと思われることから、断じてこのような議会の私物化は許されない。</p>	<p>正副議長案は、これまでの県議会での定数及び選挙区の見直しの経緯を考慮しつつ、調査会の「報告書」の考え方を基軸に、各会派からの意見聴取等も踏まえて作成したもので、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成しました。</p>
31	<p>特別の事情による定数配分については、報告書の記述にもあるように、人口比例以外の基準も用いる場合においても、おおむね人口を基準とする範囲にとどめるべきであり、その合理性が説明できる妥当な範囲としては、原則として較差2倍未満と考える。</p> <p>このため、現行定数が人口割実定数を下回るもしくは上回る状況であっても、較差2倍未満におさまるのであれば、激変緩和の観点からも、基本的にこの現行定数の維持が容認されるものとする。したがって、現行定数が人口割実定数を下回っている津市選挙区・四日市市選挙区・鈴鹿市選挙区の3つの選挙区と、現行定数が人口割実定数を上回っている伊賀市選挙区は、定数を据え置くことが妥当であるとする。合区する尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区については、人口割実定数とした場合、一気に現行定数の半数にあたる2人減員となり、影響も大きいことから、激変緩和の過渡的な措置として、当面は較差2倍を超えてしまうものの、1人加配することはやむを得ないと考える。</p> <p>一方、多気郡選挙区及び度会郡選挙区については、人口割実定数に対する加配を続けると、亀山市選挙区との較差が2倍を超えてしまい、逆転現象も継続してしまう。このことから、隣接し生活圏も近似している両選挙区を合区し、定数を1人減じて3人とするのが妥当であるとする。</p>		
32	【総定数】 議会費用削減 と総定数との 関係に関する ご意見	<p>三重県議会は議員一人あたりの費用を削減できており、県予算に占める議会費は僅かであることから、安易に定数削減のみを行うべきではない。</p>	<p>県議会では、平成31(2019)年3月に議員報酬及び政務活動費を令和元(2019)年5月から4年間削減する関係条例の改正を行うほか、令和2(2020)年6月には、新型コロナウイルス感染症対策のために政務活動費をさらに減額する関係条例の改正を行うなど議会経費の削減に努めています。</p> <p>しかしながら、三重県の人口は平成19(2007)年にピークを迎えた後、減少が続いており、この傾向は今後も続くものと考えられること等から、人口の減少に沿って総定数は削減することが基本になると考えています。</p>
33	<p>現行法では、地方議会の定数の基準が無く、旧地方自治法の定めを参考にしているようであるが、県民からしてみれば、あくまで単純計算からの意見として、議員報酬を半分にすれば、議員定数が2倍になって、より多様な視点からの県政チェックが可能となる。</p> <p>議員定数削減は、言わば直接民主主義からより遠ざかるものであるため、その観点からも本案には反対である。</p>		
34	【総定数】 正副議長案の 総定数算出の 考え方に関する ご意見	<p>総定数について、今後の人口減少を考慮して小数点以下を切り捨てるとあるが、議会は、三重県の人口減少を食い止め、人口増加策を進める決意を示すためにも、切り上げまたは四捨五入すべきである。</p>	<p>県では、平成27(2015)年10月に第1期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するなど人口減少に関する課題に取り組んできましたが、平成19(2007)年をピークに県の総人口の減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27(2045)年には143万人まで減少することが見込まれています。</p> <p>次の一般選挙は、令和2(2020)年国勢調査の人口を基準に実施されますが、次々回以降も基準となる県の人口の減少が見込まれていることから、人口減少率に沿って算定した総定数(≒48.56)については、その小数点以下を切り捨てることとしています。</p>
35	【総定数】 総定数の正副 議長案に肯定 的なご意見	<p>人口減少、税収減が続く中、総定数の削減は避けられないので、総定数を48人とする議長案は、理にかなっているとする。</p>	<p>いただいたご意見等も参考に、全議員が参加する全員協議会での議論を行うなど、定数及び選挙区に関する議論を深めていきたいと考えています。</p>
36	<p>総定数48が適正かどうかは別にして、削減していく方向性は賛成。</p>		

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
37	【総定数】 県議会における総定数に関する見直しの経緯を踏まえてのご意見	一度45に定めた定数を戻したのは理解できない。	<p>県議会では、平成15(2003)年4月の一般選挙の後、平成17(2005)年から平成30(2018)年にかけての3次にわたる選挙区調査特別委員会での議論や平成21(2009)年度の議員定数等検討会議での議論を重ねてきました。</p> <p>総定数を51人に戻す条例改正は、平成30(2018)年2月に議員提出議案として提出され、複数回にわたって総務地域連携常任委員会で議論を行い、同委員会では否決となりましたが、本会議では賛否が拮抗する中、可決されたものです。</p> <p>三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする」と規定されています。</p> <p>この規定を踏まえ、三重県議会では、令和5(2023)年4月に予定されている次の一般選挙に向けて、外部の学識経験者等で構成する「選挙区及び定数に関する在り方調査会」に対し、専門的・学術的な観点から、議員定数や選挙区の在り方について調査を依頼しました。</p> <p>現行の総定数は51人となっていますが、調査会から提出された「報告書」を踏まえ、県議会におけるこれまでの選挙区及び定数に関する見直しの経緯や代表者会議での議論、各会派からの意見聴取を経て、総定数を3人削減し48人とする正副議長案を作成しました。</p> <p>正副議長案の作成にあたっては、県議会における、これまでの選挙区及び定数に関する見直しの経緯も考慮し検討を行いました。県議会での議論の基となる正副議長案には、次回的一般選挙に向けての定数及び選挙区に係る案及び考え方を示すこととしました。</p>
38		本当に必要な政治家だけ残って、削減するなら半数でも十分である。3議席減らすのは中途半端である。当初の45に戻すか、さらに削減する案が良いと考える。	
39		正副議長案48で可決した場合前回みたいに51に戻すようなことは絶対しないで欲しい。議会改革先進県といわれている三重県議会の信用をこれ以上なくさないために。	
40		多くの自治体が議員定数や報酬削減の中にあってそれに逆行する現在の議員定数に反対する。 議員定数の削減に向けた改善を要望する。	
41		定数削減案に異論が多く検討課題であるならば、最初に戻しリセットすることが一番である。	
42		正副議長案には反対する。定数45条例を平成27年の選挙で実施すべきであったと思っている。平成30年の定数51条例の議員提出はあってはならないことで、どんな理由があろうとも理解できない。	
43		平成25年に一旦定数を45にする条例改正をしながら、それに基づく選挙を一回も実施しないまま、平成30年に条例改正し、定数を51に戻してしまった説明がついていない。正副議長案の付言として、45での選挙をせず51に戻したことについて単なる経緯だけではなく、議会としての真摯な説明が正副議長案の付言としてあった方が県民の理解が得られる。	
44		条例で定数45にすると決めていた事が、実施もされぬままにもとに戻ってしまうなど、あってはならぬ事である。現在51となっているが、定数削減は1票の較差問題もあり、削減を再度進めるべきと考える。 時代に合わせた運営を模索すべきだろう。前回決めた45に戻すか、議論の上でそれに近い数字にすべきと考える。	
45		「51人」と「45人」の中をとっての「48人」ではあまりにも乱暴と感じる。今後どのように取り組まれていくのか。問題をあと送りにするのか。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
46	【合区】 尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区の合区に関するご意見	尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区の合区に反対。それぞれの選挙区で定数1減なら賛成。 その後さらなる人口減や効率化や県行政のあり方を検討すべきである。	公職選挙法第15条第7項では、「選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」とされています。 また、調査会の「報告書」では、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること」とされています。 一方、調査会の「報告書」によると、一票の較差は、地域間の均衡を考慮する場合であっても3倍未満とすることとされています。 現行の定数及び選挙区に県の月別人口調査結果(令和2(2020)年9月1日現在)を当てはめると、尾鷲市・北牟婁郡選挙区と亀山市選挙区との一票の較差が3.28倍で、県内最大となり、3倍を超えています。次いで一票の較差が大きくなるのは、熊野市・南牟婁郡選挙区と亀山市選挙区との間で2.92倍となります。 尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡は、合わせて「東紀州地域」と称され、熊野灘と紀伊山地に挟まれたという地理的条件が共通しており、過疎・高齢化の進行や著しい人口の減少に伴う多くの課題を共有しています。 また、熊野古道などの歴史遺産やその他地域資源を活かした地域振興の必要性についても両地域共通の課題となっています。 県の施策においても、東紀州の活性化を効果的・効率的に進めるため、両地域を一体の広域圏として捉え施策等を講じることも多く、各種行政機関の共管・連携も行われています。 加えて、両地域は面積が広大であるため、地域内の移動に長時間を要していましたが、令和3(2021)年夏頃までに、近畿自動車道紀勢線・勢和多気JCT～熊野大泊ICまでの区間がつながる熊野尾鷲道路(Ⅱ期)の開通が予定されているなど、近年、急速に道路整備が進み地域間の時間距離が大きく短縮され、従前に比べ両地域の連携・交流が容易になっています。 こうしたことから、正副議長案では、尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区し、定数を3人としています。 なお、合区後の当該選挙区と亀山市選挙区との一票の較差は2.32倍となり、3倍を下回ります。
47		以前県議会で決めたように、尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区については、各選挙区1人でよい。 尾鷲市議会は率先して身を切る改革をしており、6月の選挙から定数3人減員の10人とする。県議会も身を切るべき。	
48		尾鷲市・北牟婁郡と、熊野市・南牟婁郡の合区について反対する。一票の較差だけで選挙区や定数を決めるとなると、県南部の広い地域では住民の意見を反映することは難しい。合区により、行政機関や学校などが縮小することによって市外県外に進学希望者が増加し地域の過疎化が深刻な状況が進み、さらなる人口減少や経済低迷というような県南部の負の連鎖を推進する。	
49		尾鷲・北牟婁郡、熊野市・南牟婁郡の選挙区の合区は、地域の実情、地域住民の考え方など、事情を全く理解されていない為、到底、認められない	
50		提案されている広い選挙区となるとただでさえ中央の意見が聞こえにくく届けにくい南部地域は、近い将来必ずくると予想されている大地震などの災害が起こった場合などを想定すると、議員への負担が大きすぎ、今削減はどうかと思われる。	
51		東紀州を一つとする考え方が間違いである。山間部の多い地域のため、高速道路の南延により時間距離が短くなったと思うのは勘違いである。	
52		合区になって定数削減となれば東紀州の小さな集落の声が届かなくなる。せめて命のかかわる病院の手だてが整うまで定数合区は見直さないと欲しい。	
53		今でさえ熊野市と南牟婁郡全域のフォローだけでも大変なのに、尾鷲市や紀伊長島まで合区すれば、県議会議員の負担はとてつもなく大きい。 変更するなら熊野市1人、南牟婁郡1人。次は熊野市・南牟婁郡で1人。これ以外は地元の誰が考えても受け入れられない。	
54	尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市南牟婁郡選挙区を合区して定数を3人とする案に賛成する。		
55	【合区】 尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡選挙区を合区した場合の選挙区の名称に関するご意見	尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市・南牟婁郡を合区し定数の3人とすることに賛成するが、合区後の新選挙区の名称は、「尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡選挙区」などでは長くなることから、「東紀州選挙区」とすることを提案する。	合区した場合の選挙区の名称については、「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」で規定されることとなりますが、正副議長案を基に議論を進めていく中において、合区後の名称についても議論も深めていきたいと考えています。
56		尾鷲市・北牟婁郡選挙区と熊野市南牟婁郡を合区した場合の選挙区の名称が「尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡選挙区」となっているが、市町の建制順に従い、「尾鷲市・熊野市・北牟婁郡・南牟婁郡選挙区」とするほうがよいのではないかと。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
57	【合区】 鳥羽市選挙区 と伊勢市選挙 区の合区に関 するご意見	鳥羽市と伊勢市の人口が大きく異なるため、合区した場合、鳥羽市民の声が届きにくくなるのではないかと懸念する。鳥羽市は志摩市と合区するのが良い。	公職選挙法第15条第7項では、「選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない」とされています。 また、調査会の「報告書」では、「選挙区の区割りについては、地域の特性を尊重した選挙区とすること」とされています。 鳥羽市選挙区の合区先として、伊勢市選挙区と志摩市選挙区を比較したとき、就業、通学、公共交通インフラの状況等を踏まえると、鳥羽市選挙区は、伊勢市選挙区との親和性が高いと考えられます。 例えば、平成27(2015)年国勢調査によると、鳥羽市を居住地としている就業・通学者(10,914人)の通勤・通学先は、志摩市352人(3.2%)に対し、伊勢市1,858人(17.0%)と、5倍程の開きとなっています。 こうしたことから、正副議長案では、鳥羽市選挙区と伊勢市選挙区を合区することとしています。
58		伊勢市と鳥羽市との合区ではなく、行政の一体性を踏まえ、その行政をチェックする議会の議員は、鳥羽市と志摩市との合区選挙区から選出されるべきである。基礎自治体である鳥羽市と志摩市とは、ごみ処理、し尿処理、介護認定、老人福祉、介護保険事業の各施設について、広域連合や広域行政で一体的に運営している。	
59		各会派ヒアリング事項に関する意見がしっかり書かれているのに対して、正副議長案は安易に思う。 総定数48の根拠も人口割出し相当というのはこじつけではないか。会派意見は〇減〇増とみられるのに、正副議長案は単純3減で、うち減2が合区によるものであるが、伊勢鳥羽や尾鷲熊野の生活経済圏は一緒と言いきれない。	
60		正副議長案では、鳥羽市選挙区と伊勢市選挙区を合区し4人とする事について、志摩市と比べて伊勢市がどれだけ親和性が高いのか、ぜひ伊勢市民の声をきくべきだと思う。	
61		鳥羽市選挙区と志摩市選挙区の合区により、志摩市選挙区と亀山市選挙区の逆転現象も解消することができる。	
62		伊勢市と度会郡と合区して定数6から5にするのであれば賛成するが、伊勢市と鳥羽市は行政・スポーツ・市民交流などそれほど付き合いがあるわけではなく、違和感を覚える。鳥羽市が一人で一人区を解消したいというのであれば鳥羽・志摩ではと感じる。今一度地域の声を聞かれない。各会派の意見でも、伊勢市と鳥羽市の合区の意見は少数ではと思うが、なぜ正副議長案がこのようになったのか理解しきれない。	
63		【一人区】 一人区に関する ご意見	
64	亀山市選挙区については、特定の選挙区の定数増という手法についての議論を十分に尽くしてから、正副議長案を提出し直すべき。		
65	一人区が発生した場合は、合区等により回避しなければならないが、鳥羽市選挙区の一人区解消、亀山市選挙区の定数据え置きは、現実的な案である。		
66	一人区の解消については、一部を除き一定前進したものと認め、これを是とする。		
67	亀山市選挙区は2人の方が妥当である。1人とした理由が県民としてしっくりしない。人口動向の見通しからしても2人だと思う。		
68	「一人区」はよくない。当選した特定の政党出身者の「理念」に近い「住民の声」しか吸い上げないから。亀山市選挙区が代表的な例。		

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
69	【特別の事情】 「特別の事情」に関する県南部地域の選挙区についてのご意見	東紀州地区において、県議会議員の果たすべき役割は薄いものになっており、人口減少を止めることができない状況のため、定数の削減は当然の事である。もっといかにして持続可能な地域にするか考えて欲しい。	公職選挙法第15条第8項において、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」となっています。 調査会の「報告書」では、「『特別の事情』の下、人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合は、『地域の均衡』として、人口減少の激しい地域を優先する考えに立つ場合に限定することが望ましい」とされています。 こうした考え方を踏まえ、正副議長案では、県南部地域が、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も困難で、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、県も積極的に施策を講じており、議会としても調査・審議を通じて積極的に関与していく必要があるとして、南部地域の4つの選挙区(尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡選挙区、志摩市選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区)に各1ずつ定数を加配しています。
70		人口減少に則した定数削減には南勢・紀州の議席数を減らさないという条件で賛成。	
71		南部地域の定数削減は、慎重に行うべきである。人口比のみで判断せず地域面積も考慮すべきである。	
72		一票の較差を前面に出しそれ以外の事情や状況を無視した定数議論が多いが、今後も都市部中心に物事を進めず、郡部の過疎地の事も忘れないで欲しい。	
73		津市より南にある地域を南部とひと括りにして定数を据え置くことに反対。	
74		多気郡と尾鷲・熊野を同じ条件でとらえるのは無理があります。	
75		一票の格差が2倍を超える選挙区を「加配」するとして放置することは合理的ではない。	
76		志摩・多気・度会郡を加配しているが、無投票での当選が多く、今後人口減少する地域に鑑み、定数を1人として3人分は加配しないのが良い。よって48人の案よりも3人減の45人のとすべきである。	
77	【特別の事情】 「特別の事情」に関する伊賀市選挙区についてのご意見	伊賀市も工業地域が目立つが、大半は中山間地域を擁しており、地理的には案で据え置かれた雇用の場が設けられている多気郡などと同じであり、かつ一票の較差も比較的小さいため、定数減に反対する。	正副議長案は、これまでの県議会での定数及び選挙区の見直しの経緯を考慮しつつ、調査会の「報告書」の考え方を基軸に、各党派からの意見聴取等も踏まえて作成したもので、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成したものです。 公職選挙法第15条第8項では、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」となっており、同法に基づく各選挙区ごとの定数は、令和2(2020)年9月の県の月別人口調査結果による三重県の総人口1,768,632人を総定数の48人で除した36,847人(議員一人当たりの人口)を各選挙区ごとの人口で割り戻して算定(推計値)した数(人口割実定数)を原則とする考え方が基本となります。 ただし、「特別の事情」がある場合は、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができますが、これは現行の選挙区ごとの定数からどのように増減するかではなく、人口割実定数に対し「特別の事情」をどのように考え、地域間の均衡を図るのかを検討し定めるものと考えます。 伊賀市選挙区の定数に関しては、平成27(2015)年の国勢調査に基づき総定数51人で行った前回選挙時の人口割実定数は3人でしたが、令和2(2020)年の推計人口に基づき総定数を48人とした場合、人口割実定数は2人となります。 正副議長案で、人口割実定数に対し定数を削減している選挙区は、津市選挙区(▲1)、四日市市選挙区(▲2)、鈴鹿市選挙区(▲1)の3つの選挙区で、伊賀市選挙区は定数を削減はしていませんが、定数の加配を行わないことで、結果的に定数が現行の3人から2人となっています。 調査会の「報告書」では、「『特別の事情』の下、人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合は、『地域の均衡』として、人口減少の激しい地域を優先する考えに立つ場合に限定することが望ましい」としています。 こうした考え方を踏まえ、正副議長案では、県南部地域が、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も困難で、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、県も積極的に施策を講じており、議会としても調査・審議を通じて積極的に関与していく必要があるとして、南部地域の4つの選挙区(尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡選挙区、志摩市選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区)に各1ずつ定数を加配しています。 加配した4つの選挙区と比較し、伊賀市選挙区は人口規模が大きく、大規模な工場の稼働により一定の雇用が確保されていることから、加配は行わず、人口割実定数どおりの2人となりました。 なお、合区することとしている鳥羽市選挙区と伊勢市選挙区についても、南部地域に属していますが、人口規模や都市化の状況を考慮し、加配を行わず人口割実定数を4人としています。
78		伊賀市の一選の較差は1.75倍で多気郡、度会郡、志摩市などは2倍を超えているが温存されている。とても納得できない。	
79		伊賀市の選挙区の定数が3であるのは、定数2の上野市と、定数1の阿山郡・名賀郡選挙区が合併したという歴史的な経緯があり、合併が行われていなかったら、今回の定数の削減の対象にはならなかったはずである。国の方針に沿った市町村合併が不利に働くようにすべきではなく、伊賀市の定員を削減するには断固反対である。	
80		伊賀市選挙区は、合併前は6市町村あり、現在でさえ県議会議員は少数である。	
81		今回求める定数3減については、現在の一選の較差が2倍以上ある県南部地域等の伊賀よりも定数較差が大きい地域で調整すべきで、現時点で較差が2倍ない伊賀市の定数減には強く反対する。	
82		伊賀市選挙区3名を2名の1減に反対である。まずは定数51を45とした前々回の条例改正を実施すべきである。	
83		県議会の定数を財政上の問題等から現行の2/3や1/2など、どの地域にも痛みが生じることであれば理解できるが、ごく少数の減員になるのは、特定の地域の声が県政に届きにくくなるため、伊賀市の三重県議会議員定数が1減となる案に反対する。現行制度が県政に特段の悪影響を及ぼしていなかったら定数は変える必要はないと考える。	
84		伊賀市の定数削減を市民への意見聴取や説明がないまま示すというのは県民として疑問もあり、極めて遺憾である。	
85		伊賀市は県政に意見が届きにくい地域のため、定数を減らさないで欲しい。伊賀は関西ではない。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
86	【特別の事情】 「特別の事情」に関する伊賀市選挙区についてのご意見 (続き)	伊賀は関西と東海を結ぶ大切な地域である。東南海地震が危ぶまれる今、関西圏とつながりの深い伊賀は重要な役割を担っているため、伊賀市選挙区の議員定数削減に反対する。	正副議長案は、これまでの県議会での定数及び選挙区の見直しの経緯を考慮しつつ、調査会の「報告書」の考え方を基軸に、各会派からの意見聴取等も踏まえて作成したもので、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成したものです。 公職選挙法第15条第8項では、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」となっており、同法に基づく各選挙区ごとの定数は、令和2(2020)年9月の県の月別人口調査結果による三重県の総人口1,768,632人を総定数の48人で除した36,847人(議員一人当たりの人口)を各選挙区ごとの人口で割り戻して算定(推計値)した数(人口割実定数)を原則とする考え方が基本となります。 ただし、「特別の事情」がある場合は、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができますが、これは現行の選挙区ごとの定数からどのように増減するかではなく、人口割実定数に対し「特別の事情」をどのように考え、地域間の均衡を図るのかを検討し定めるものと考えます。 伊賀市選挙区の定数に関しては、平成27(2015)年の国勢調査に基づき総定数51人で行った前回選挙時の人口割実定数は3人でしたが、令和2(2020)年の推計人口に基づき総定数を48人とした場合、人口割実定数は2人となります。 正副議長案で、人口割実定数に対し定数を削減している選挙区は、津市選挙区(▲1)、四日市市選挙区(▲2)、鈴鹿市選挙区(▲1)の3つの選挙区で、伊賀市選挙区は定数を削減はしていませんが、定数の加配を行わないことで、結果的に定数が現行の3人から2人となっています。 調査会の「報告書」では、「『特別の事情』の下、人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合は、『地域の均衡』として、人口減少の激しい地域を優先する考えに立つ場合に限定することが望ましい」としています。 こうした考え方を踏まえ、正副議長案では、県南部地域が、第一次産業の衰退に加え、大規模な工場誘致による雇用の場の確保も困難で、若者世代の人口の流出と高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、県も積極的に施策を講じており、議会としても調査・審議を通じて積極的に関与していく必要があるとして、南部地域の4つの選挙区(尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡選挙区、志摩市選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区)に各1ずつ定数を加配しています。 加配した4つの選挙区と比較し、伊賀市選挙区は人口規模が大きく、大規模な工場の稼働により一定の雇用が確保されていることから、加配は行わず、人口割実定数どおりの2人としていました。 なお、合区することとしている鳥羽市選挙区と伊勢市選挙区についても、南部地域に属していますが、人口規模や都市化の状況を考慮し、加配を行わず人口割実定数を4人としています。
87		定数削減になぜ伊賀市が選ばれなければならないのか。地域、人口だけで決めていいのか。観光立市としてこれから広めていく伊賀市において、県議会議員の活躍は大きく期待するところであり、三重県全体としても大切なことであると思う。	
88		伊賀市選挙区の定数削減は政治的な思惑によるものであるとの証拠資料があり、断固拒否する。	
89		正副議長は当事者であるため、第三者委員会を立ち上げてそこで判断すべきだと思うので、伊賀市の定数削減に関しては強く反対する。	
90		伊賀市の定数削減に反対。	
91		伊賀市選挙区の定数削減に反対する。安易に定数を1減らすことで、どれだけの新たな死票が発生し、どれだけの市民の意見が切り捨てられることになるのか、よく考えてほしい。	
92		伊賀市の定数減は、名張を含めた「伊賀地域」の発展を滞らせることに繋がると思う。	
93		伊賀は歴史的、地形的、現状に鑑み、県内の市町と少し異なった地域である。河川がすべて近畿地方整備局の管轄になっている。関西線は亀山駅でJR西日本とJR東海に分かれているため他の地域と異なる問題がある。そして、関西線の電化も進んでいないため名古屋や大阪へ直接行くことが出来ず、亀山駅か加茂駅での乗り換えを余儀なくされ、昼間の乗り継ぎは時間を要する状況がある。 道路も、伊賀は高速道路がなく交通量の多い名阪国道に頼っており、北勢では東名阪、第二名神の開通に加え、東海環状の整備が進められているようであるが、名神・名阪を繋ぐ道路も一向に進んでいないと聞くと、益々地方格差を感じる。 このように他市町とは異なる問題があり、伊賀市にとって県とのパイプ役として県議の果たす役割は重要である。 ただ単に数値のみでの今回の案ではなく、現状のとおり伊賀市を3人区に再検討を要望する。	
94		志摩市・多気郡・度会郡にある特別の事情とは何でしょうか。この地域には特別事情があり伊賀市には特別の事情がないと断言するやり方には激しく怒りを覚える。	
95		以前の45議席案で削減対象にならなかった伊賀市選挙区の定員が、それより定員が多い今回の48議席案で削減対象になったのは矛盾しており、説明がつかない。	
96		以前から定数削減の対象とされていた多気郡選挙区や度会郡選挙区の定数が据え置かれ、明らかにそれよりも後になって定数削減の話が出てきた伊賀市選挙区の方が先に定数削減されるということについては十分に議論されたとは言えないのではないか。	
97		議会は全体を見るべき。いつも南ばかり優先される。地震があれば伊賀は重要になる。伊賀からの意見をつぶすつもりなのか。	
98		正副議長案に賛成。伊賀2人は当然。	

番号	項目	意見の概要	意見に対する考え方
99	【特別の事情】 その他「特別の事情」に関するご意見	人口比率だけでなく、地域の実情に合わせないと法の下での平等は保証出来ない、議員に声が届かないことはあってはならない。	正副議長案は、これまでの県議会での定数及び選挙区の見直しの経緯を考慮しつつ、調査会の「報告書」の考え方を基軸に、各会派からの意見聴取等も踏まえて作成したもので、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成しました。
100		人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合は、その必要性、および合理性を県民に説明しなければならない。	
101		人口比による定数の決定は大原則であるが議員1人あたりの面積割も考慮すべきであるとともに経済指標や交通インフラの整備という面では、より有権者の声を聞く必要性は高いと考える。	
102		正副議長案に概ね賛成であるが、総定数の削減ありきではなく、地域の実情と地域間較差を十分に考慮したうえで考えて欲しい。地域によって抱えている課題が異なることから地域性のバランスを考えることが必要である。北部地域と南部地域の地域間格差が広がるのをなくすよう全体を見て県独自の定数配分の検討も必要。	
103	【一票の較差】 一票の較差に関するご意見	三重県議会は、平成19年の選挙以降「一票の較差」を是正しておらず、このような県議会を県民は信頼できないだろう。	正副議長案は、一票の較差の是正だけでなく、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割等の観点からも検討を行い作成しています。 調査会の「報告書」では、「一票の較差については、2倍未満とし、地域間の均衡にかかる特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすること」とされています。 現行の定数及び選挙区で次回の一般選挙を実施した場合、一票の較差は最大3.28倍になることが予測されますので、県議会として令和5(2023)年4月の次の一般選挙までに定数及び選挙区の見直しを行う必要があると考えています。 なお、正副議長案では、令和2(2020)年9月の月別人口調査の基づく推計値で、一票の較差は最大で2.41倍となっています。 また、亀山市選挙区の定数を2人にした場合、一票の較差の是正や逆転現象の解消ができるという利点もありますが、議員一人当たりの人口が、亀山市選挙区(49,971人)に次いで多い鈴鹿市選挙区(48,813人)があるため、一人区と二人区の逆転現象の解消にはつながりませんが、一票の較差の面では、抜本的な是正につながらない部分があります。
104		亀山市選挙区については、一票の格差是正のために一人増という考え方も必要。	
105		より一票の較差を是正すべきであり、削減することにより生まれる新たな較差も精査する必要はある。2倍3倍という数字を軽視することが較差を産むのではないか。	
106		各会派ヒアリング事項に関する意見では、草莽と公明党が示す較差の数字に信憑性があった。一票の較差2倍以上には反対である。	
107		一步でも一票の較差是正に前進すべきと考え、今回の正副議長案に賛成する。今後、更に一票の較差是正に県議会が取り組んでいただくことを期待する。	
108		一票の較差問題もあるので定数削減を再度進めるべき。	
109	【逆転現象】 逆転現象に関するご意見	逆転現象の問題について、何も解決策を出していないのは論外である。	現在の定数及び選挙区に県の月別人口調査結果(令和2(2020)年9月1日現在)による人口を当てはめた場合と比較して、正副議長案において生じる逆転現象は、合区し三人区とする尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡選挙区に対し、二人区の伊賀市選挙区、名張市選挙区、いなべ市・員弁郡選挙区、三重郡選挙区の4通りの増となっていますが、特に問題となる一人区と二人区の間での逆転現象については、2通りの減となっています。 調査会の「報告書」に従い、逆転現象の解消に努めましたが、今回の見直しでは、以上の結果となりました。
110		第三者による報告書には逆転現象を解消、特に一人区と二人区との逆転現象を解消することを明確に求めている。しかし今回の正副議長案では、一人区の亀山市選挙区に対して、いずれも二人区の志摩市選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区が逆転現象となっている。 これを解消するには、志摩市選挙区を一人区とするか鳥羽市選挙区と合区して二人区とする、多気郡選挙区と度会郡選挙区を一人区にするべきだと思う。 一人区は無投票が多くなるので避けるべき、という報告書の記述もあるが、それは全国的な傾向であり三重県には当てはまらない。 税金を投入して作成した報告書に準じて、逆転現象の解消を切に願う。	